

学校において予防すべき感染症及び出席停止期間の基準

向陽高等学校

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止となります。
治癒し登校の際には、主治医に治癒証明書を記入していただき、学校へ提出してください。
(医療機関の様式でもかまいません)

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の場合は、保護者記入の回復届を提出して下さい。

	感染症の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ・新型インフルエンザ等を除く）	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ軽快した後1日経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、※その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症（感染性胃腸炎、溶連菌、マイコプラズマ、ヘルパンギーナ、手足口病等）は学校で通常見られないような流行がおこった場合にその感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り学校長が緊急的に出席停止措置をとることができる疾患であり、必ず出席停止となるわけではありません。

